

練馬区指定介護予防・生活支援サービス訪問型サービス契約書

____様（以下、「利用者」とする）と、有限会社 イシワタ
（以下、「事業者」とする）がご利用者に対して行う練馬区指定介護予防・生活支援サービス
（以下、練馬区総合事業という）の訪問型サービスについて次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は利用者に対し、練馬区総合事業の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう練馬区総合事業訪問型サービスを提供し、利用者は事業所に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は、令和 ____年 ____月 ____日から練馬区指定介護予防・生活支援サービス訪問型サービスの認定期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（練馬区総合事業訪問型サービス計画）

1. 事業所は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて必要により、「介護予防サービス・支援計画」に沿って「介護予防訪問型サービス計画書」を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明します。

第4条（練馬区総合事業訪問型サービスの内容）

1. 利用者が提供を受ける練馬区総合事業訪問型サービスについては「介護予防訪問型サービス計画書」及び練馬区総合事業ケアプランに明記した通りです。
その内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業所は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、介護予防サービス・支援計画に沿って「介護予防訪問型サービス計画書」に定めた内容の総合事業訪問型サービスを提供します。
3. サービス従業者（ヘルパー）とは、介護福祉士または訪問介護員養成研修1・2級、若しくは介護職員基礎研修を修了した者です。
4. 介護予防訪問型サービス計画書が利用者との合意を持って変更され事業者が提供するサービスの内容または練馬区総合事業適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て、新たな内容の「介護予防訪問型サービス計画書」を作成し、それをもって練馬区総合事業訪問型サービスの内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

1. 事業者は毎回のサービスの終了時に利用者から書面によりサービス提供の確認を受けます。
2. 事業者はサービス提供記録を作成する事とし、この契約の終了後2年間保管します。
3. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」に定める利用毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. お支払方法は、『口座振替』とさせていただきます。
3. 『口座振替』の手続きが完了までは現金支払いとし、完了後は前月末までの一部負担金を翌月の27日に振替となります。振替を確認後に領収書を発行します。

第7条（サービスの中止、キャンセル）

1. 利用者は、事業所に対してサービス提供の前日の午後6時までに連絡することにより、料金を負担することなくサービスを中止する事ができます。
緊急の入院等の場合、電話連絡してください。

第8条（料金の変更）

1. 事業所は利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより、利用毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者は料金の変更を了承しない場合、事業所に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知する事により、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約する事ができます
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合は、利用者に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知する事により、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知する事により直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業所が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業所が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業所が破産した場合

4. 次の事由に該当した場合、事業所は文書で通知する事により、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者のサービスの利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業所やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合（身体的暴力・精神的暴力・セクシャルハラスメント等）
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、利用者が要介護認定区分において、再度、要介護又は要支援と認定された場合には、本契約を締結させていただきます。
- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の事業対象者区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第10条（秘密保持）

- 1. 事業所及びサービス従業者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了時も同様です。
- 2. 事業所は利用者及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

第11条（虐待の防止）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果についてサービス従業者に周知徹底を図っています。
- ② 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ③ サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者として管理者を任命しています。

第12条（非常災害対策）

事業者は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災、風水害、および地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルス等の感染症に対処するための事業継続に向けた計画等の対策、研修の実施、訓練を年2回以上、実施します。

第13条（賠償責任）

事業所は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第14条（緊急時の対応）

事業所は、現に練馬区総合事業訪問型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治の医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第15条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（連携）

事業所は提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第17条（相談・苦情対応）

事業所は利用者からの相談・苦情などに対する窓口を設置し、練馬区総合事業訪問型サービスに関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第18条（暫定時のご利用について）

練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまで利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

（要介護となった場合は本契約締結日からの要介護での再契約となります。）

第19条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業所は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、練馬区指定介護予防・生活支援サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・生活支援サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準要綱その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第20条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。